

平成17年度市政執行方針 平成17年度教育行政執行方針

■地球温暖化防止対策

京都議定書が本年2月16日に発効するとともに『地球温暖化対策の推進に関する法律』が改正されました。本市は、温室効果ガスの排出抑制を図るため、改正前の法に基づき、平成13年に市役所としての実行計画を立てその削減に努めてきました。しかし、今回の法改正によって、市町村は地域全体の推進計画を立て施策の推進に努めることとされました。その後、わが国における温室効果ガスの排出の実態が変化し、京都議定書の目標数値を達成するには、さらに抑制強化に努めなければならぬことから、今後、国や道の動きを見

ながら市の取り組みを検討してまいります。

■アダプトプログラムの実施

きれいなまちづくりを目指して、道路、公園、河川敷などの清掃や草刈りなどを市民と協働で進める『アダプトプログラム』を実施してまいります。



▲アダプトサイン

おわりに

本年7月には『第43回北海道障害者スポーツ大会』が、9月には『第54回北海道公衆衛生大会』が、来年2月には日本商工会議所、全国商工会議所青年部連合会主催の『第23回全国会長研修会「北海道・のほりべつ会議」』が、相次いで本市で開催される予定ですので、市としても参加する多くの人びととの交流を通して理解を深めるため、これを支援してまいります。

地方分権が進展する今、自治体の責任と役割は今後ますます増大してまいります。私は市民と協働のま

ちづくりを積極的に推進する公平・公正な市政運営に努めてまいります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



市民と行政による協働のまちづくり

平成17年度 教育行政執行方針 (要旨)

学校教育

学校教育の推進にあたっては、まず、何よりも『安心安全な教育環境の確立』が基本です。頻発する学校への不審者侵入、子どもを狙った犯罪の増加など憂慮すべき事態が続い

ています。

教育委員会としては、緊張感を持って全小中学校とともに、学校の安全管理に万全を期してまいります。

学校の安全確保

本年1月に策定した『学校の安全

管理に関する指針』を基に、今一度、各学校における危機管理体制の検証とマニュアルの見直し、新たな事態に対処できるマニュアルの作成を求めるなど、より実践的で効果的な安全対策の構築を進めてまいります。また、不審者・変質者対策については、学校はもとより、PTAや町内会、関係機関の連携のもと、『子どもたちは地域ぐるみで守る』ことを基本に、常に警戒の手を緩めることなく対応するとともに、『子ども11番スタディちゃんの家』の増



設など、子どもの安全確保に努めてまいります。

『確かな学力』の定着

児童生徒の学ぶ意欲を重視し、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力など『確かな学力』を定着させることが求められています。

昨年度より取り組んでいる小中学校における『標準学力テスト』を引き続き支援し、その結果や日常の評価が、授業の創意工夫や教育課程の改善に生かされるよう図るとともに、校長会や教頭会と連携し、各学校における学力向上に向けた先進的研究を支援してまいります。